平成２４年（フ）第１２３９号
埼玉県蕨市錦町２丁目19番35号
破産者　宮田建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
千葉県柏市青葉台２丁目２番１―609号
破産者　久野久美子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４４号
千葉県船橋市二和東４丁目３番17号
破産者　丹澤　　忍
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４４９号
東京都港区麻布十番２丁目９番８―901号
破産者　パインリッジリゾート株式会社
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０１０号
東京都練馬区北町８丁目２―22―105
破産者　中村　美裕
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９号
横浜市西区平沼１丁目５番18号
破産者　有限会社成田理髪店
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３８号
大阪府豊中市上津島１丁目４番14号
破産者　株式会社三和製作所
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９０号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番25号
破産者　株式会社キューブリック
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５８号
最後の住所大阪市此花区伝法６丁目３番２―801号
破産者　被相続人亡菅野康弘相続財産
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３０号
最後の住所大阪市平野区平野西６丁目５番９―204号
破産者　被相続人にくまき本舗心斎橋店、よってこ屋こと　亡原田和美相続財産
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１１号
大阪市中央区船越町１丁目６番２号
破産者　株式会社英知
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０８号
大阪府寝屋川市香里新町22番３号
破産者　株式会社シーツー
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６号
堺市北区金岡町781番地１
破産者　櫻井　良男
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４３号
大阪府松原市高見の里４丁目790番地
破産者　株式会社フェイス・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
愛媛県新居浜市坂井町１丁目９番12号
破産者　株式会社アイケイホーム
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成１９年（フ）第１９３号
最後の住所佐賀県唐津市元旗町816―217　社団法人済生会介護老人保健施設まつら荘、住民票上の最後の住所佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　亡中野美智夫相続財産
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１２９号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　株式会社中野商事
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４０号
宮崎県都城市中町14街区15号
破産者　株式会社大丸友の会
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１７号
群馬県前橋市文京町３丁目21番18号
破産者　吉田　孝之
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９８３２号
東京都渋谷区本町１丁目29番14号
破産者　株式会社カラーフィールド
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１号
東京都東大和市上北台３丁目401番地１
破産者　株式会社ヒルリード
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７７２号
東京都小平市花小金井南町１丁目11番20号レトロ館205
破産者　岡崎　有五
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部